

無料相談

■市民総合相談課（市役所駅南庁舎1階）【予約不要】

《くらし110番相談窓口 41番窓口》

内 容：日常生活の中での疑問、困りごとなど（専門相談員対応）
と き：平日8:30～17:15（面談・電話相談）☎0857-20-4894
平日17:15～22:00（電話相談）☎090-8715-9280
土日祝日8:30～22:00（電話相談）☎090-8715-9280

※本庁舎でも毎週月・金曜日（13:00～17:00）に面談相談を行います。

《消費生活センター 42番窓口》

内 容：訪問販売・通信販売・インターネットトラブル、借金問題など、消費生活に関すること（専門相談員対応）
と き：平日8:30～17:15（面談・電話相談）☎0857-20-3863

※土日祝日（年末年始以外）は消費者ホットライン ☎188（局番なし）をご利用ください。

下記の予約・問い合わせは 市民総合相談課（市役所本庁舎1階）☎0857-20-3158まで

■法律相談【電話予約制】※ご利用は年度内1回です。

内 容：法律全般（弁護士対応） ところ：本庁舎
と き：3/5（火）・12（火）・19（火）・26（火）
13:00～15:30（定員各5人・1人30分以内）
予 約：2/25（月）8:30～（先着順、定員になり次第終了）

■公正証書などに関する相談【電話予約制】

内 容：遺言や任意後見、不動産賃貸借、金銭貸借、離婚にともなう養育費・慰謝料の支払等契約などの公正証書作成および私署証書の認証などに関すること（公証人対応）
と き：3/27（水）13:00～15:30（定員5人）
ところ：本庁舎
予 約：3/25（月）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】

内 容：採用から退職までの労働および社会保険、老後の年金を含む生活設計などに関すること（社会保険労務士対応）
と き：3/13（水）13:00～15:30（定員5人）
ところ：本庁舎
予 約：3/6（水）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

■土地境界に関する相談【電話予約制】

内 容：土地境界などに関すること（土地家屋調査士対応）
と き：3/14（木）13:00～15:45（定員3人）
ところ：本庁舎
予 約：3/7（木）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

※上記相談以外にも、市役所各担当課で、人権、福祉、税、健康などの各種相談業務を随時行っています。お気軽にご相談ください。

人権・生活相談（無料）

と き：2月5日（火）・12日（火）・19日（火）
15:00～17:00（定員各2人ずつ）
ところ：人権交流プラザ（幸町151）
内 容：人権に関わること、生活上の悩みなど（カウンセラー対応）
☎中央人権福祉センター ☎0857-24-8241 ☎0857-24-8067
※相談日以外でも、平日8:30～17:15は人権福祉員が対応しています。

多重債務・ヤミ金融など相談会（無料）

弁護士などの専門家による無料相談会です。 ※要予約
と き：3月13日（水）13:30～16:00
ところ：県庁 会議室（東町一丁目）
☎県消費生活センター（県庁第二庁舎2階東部消費生活相談室）☎0857-26-7605 ☎0857-26-8144

行政への困りごと相談（無料）

内 容：国の仕事や手続き、サービスなど（行政相談委員対応）
と き：2/13（水）・19（火）・26（火）・3/7（木）
13:30～15:00
ところ：2/13＝輝なんせ鳥取、2/19＝さざんか会館、
2/26＝トスク本店インフォメーションルーム、
3/7＝市役所駅南庁舎
※翌月7日までの情報を掲載しています。
☎鳥取行政監視行政相談センター ☎0857-24-5541

特設人権相談

と き：2月14日（木）13:00～16:00
ところ：さざんか会館（富安二丁目）
内 容：人権問題全般（人権擁護委員対応）について、人権侵害が認められる相談については調査救済（法務局対応）を行うことができます。
☎鳥取地方法務局人権擁護課 ☎0857-22-2289
※法務局においても平日（8:30～17:15）は毎日相談に応じています。
専用ダイヤル ☎0570-003-110

行政書士無料相談

と き：2月9日（土）10:00～15:00 ※当日受付、先着順
ところ：県立図書館2階 小研修室
内 容：相続・遺言、成年後見、帰化・在留許可などの手続きなど（行政書士対応）

と き：3月3日（日）10:30～14:30 ※当日受付、先着順
ところ：用瀬図書館 おはなしの部屋
内 容：相続・遺言、成年後見、農地転用、許認可申請、契約など（行政書士対応）

☎鳥取県行政書士会事務局 ☎0857-24-2744

司法書士無料相談会

と き：2月26日（火）16:00～18:00 ※要予約
ところ：県立図書館2階 小研修室
内 容：相続、不動産登記、会社・法人登記、成年後見、多重債務など
☎鳥取県司法書士会 ☎0857-24-7024

連合・全国一斉なんでも労働相談ダイヤル 働き過ぎにレッドカード

と き：2月6日（水）～8日（金）10:00～19:00
内 容：働くみなさんのトラブルや心配事の解決に向け、相談員が秘密厳守でおこたえします。

フリーダイヤル 0120-154-052

※携帯電話からもOKです。
※通年的にフリーダイヤルで相談を受け付けています。
☎連合鳥取 ☎0857-26-6605

登記相談会

と き：2月13日（水）13:00～16:00 ※要予約
ところ：鳥取地方法務局 3階共用会議室
内 容：相続登記・空き家など「未来につなぐ相続登記推進プロジェクト鳥取」（法務局職員・司法書士・土地家屋調査士）が無料で相談に応じます。

☎鳥取地方法務局登記部門 ☎0857-22-2293

税の無料相談会

2月23日の『税理士記念日』にちなんで、税理士による『税の無料相談会』を開催します。
と き：2月17日（日）10:00～16:00 ※要予約
ところ：とりぎん文化会館1階展示室
☎中国税理士会鳥取支部事務局 ☎0857-26-9563

労働関係機関による日曜労働相談会（無料）

と き：3月3日（日）10:00～15:00
ところ：県民ふれあい会館 ※事前予約優先
内 容：解雇、雇止め、賃金未払い、労働時間、有給休暇、パワーハラスメントなど労働問題全般（弁護士、社労士などが対応）
☎労使ネットとっとり（県労働委員会）☎0120-77-6010

中電ふれあいホール2月ギャラリーの案内

| | |
|---------------|---|
| 1日（金）～6日（水） | ◆鳥取養護学校校外作品展 |
| 8日（金）～13日（水） | ◆鹿野第二かちみ園 いろいろ作品展 |
| 15日（金）～20日（水） | ◆鳥取県立白兔養護学校2019 写真部・美術部ジョイントウ インター作品展 |
| 22日（金）～27日（水） | ◆ドリームアート作品展 「百花斉放」 |

☎中電ふれあいホール（片原一丁目201）☎0857-22-0354 開館時間：9:30～17:30
休館日：毎週月曜日・年末年始 ※入館無料

ガード博士からのワンポイント！

「重要」と書かれた封書で、「訴訟最終告知のお知らせ」という書面が届いた。書面には、「貴方の利用されていた契約会社側から、契約不履行による民事訴訟として訴状が提出された。本人から連絡するように」と書いてある。身に覚えがないが、無視してはいけない場合があると聞いた。対処法は。

【アドバイス】
架空請求ハガキに関する相談が多く寄せられています。最近では、ハガキだけではなく、封書で届くケースもあります。

架空請求の対処法は、基本的には相手に連絡せず、無視することですが、「支払督促」などが裁判所から送られてきた場合は、注意する必要があります。裁判所から送られる訴状の送達は、「特別送達」と記載された、裁判所の名前入りの封書で送付され、郵便職員が名宛人に手渡すのが原則で、受取の際に、「郵便送達報告書」への署名又は、押印が求められます。普通の郵便物のように、郵便受けに投函されることはありません。

事例のケースは、裁判所からの通知ではないので連絡せず、無視してください。裁判所からの通知かどうか、判断がつかなかったら、すぐに消費生活センターに相談してください。

架空請求の窓口は「さざんまじやよ。まずは相談じゃ！」

ガード博士

図書館だより

■中央図書館 ☎0857-27-5182 ☎0857-27-5192
開館時間 9:00～19:00（土・日曜は17:00まで）
■気高図書館 ☎0857-37-6036 開館時間 10:00～18:00
■用瀬図書館 ☎0858-87-2702 開館時間 10:00～18:00
※休館日は、毎週火曜日、毎月最終の木曜日

全館休館のお知らせ

2月19日（火）～28日（木）は、コンピュータのシステム更新のため、全館（3館6室・市立病院）休館します。移動図書館も運行しません。ご不便をおかけしますが、ご了承ください。
【ご注意ください】
・コンビニ配送も行いません。
・閉館中に本を返却される場合は時間外返却ポストをご利用ください。
・紙芝居や大型絵本、CDなどは壊れやすいので、開館中にカウンターへ直接返却してください。

平成31年度雑誌スポンサーの募集

年間入館者数約37万人を誇る中央図書館内でよく読まれる雑誌の最新号は、広告媒体として非常に有効です。企業活動の周知にご活用ください。
広告期間 4月1日～翌年3月31日
募集期間 2月1日から随時受け付けます。
雑誌数 280誌
※詳しくは、中央図書館にお問い合わせください。

特定（産業別）最低賃金が改正されました

| 特定（産業別）最低賃金 | 時間額（発効年月日） |
|--|------------------------------|
| 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 | 790円 （平成30年12月28日） |

※詳しくは問い合わせ先が最寄りの労働基準監督署まで
☎鳥取労働局労働基準部賃金室 ☎0857-29-1705

No.071 ガード博士とメール助手の消費者トラブル講座

☎市役所南庁舎鳥取市消費生活センター ☎0857-20-3863

封書による架空請求に注意！

「重要」と書かれた封書で、「訴訟最終告知のお知らせ」という書面が届いた。書面には、「貴方の利用されていた契約会社側から、契約不履行による民事訴訟として訴状が提出された。本人から連絡するように」と書いてある。身に覚えがないが、無視してはいけない場合があると聞いた。対処法は。

【アドバイス】
架空請求ハガキに関する相談が多く寄せられています。最近では、ハガキだけではなく、封書で届くケースもあります。

架空請求の対処法は、基本的には相手に連絡せず、無視することですが、「支払督促」などが裁判所から送られてきた場合は、注意する必要があります。裁判所から送られる訴状の送達は、「特別送達」と記載された、裁判所の名前入りの封書で送付され、郵便職員が名宛人に手渡すのが原則で、受取の際に、「郵便送達報告書」への署名又は、押印が求められます。普通の郵便物のように、郵便受けに投函されることはありません。

事例のケースは、裁判所からの通知ではないので連絡せず、無視してください。裁判所からの通知かどうか、判断がつかなかったら、すぐに消費生活センターに相談してください。

架空請求の窓口は「さざんまじやよ。まずは相談じゃ！」

ガード博士

メール助手